

県立錦江湾高等学校

校則の見直しのためのガイドライン

令和4年12月

錦江湾高等学校校則検討委員会

1 校則の意義(校則の位置付けを含む。)

校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるもので、学校が教育基本法等に沿って教育目的を実現していく過程において、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものである。

また、校則のあり方については、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目的の実現という観点から校長が定めるものとされている。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目的に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられる。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。

2 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることにばかりこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。そのため、校則の内容については、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、それぞれの決まりの意義を理解し、生徒が主体的に校則を遵守するようになるためにも、制定した背景についても示しておくことが適切であると考えられる。その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導に止まるのではなく、違反に至る背景など生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければならない。

3 校則の見直しの在り方

(1) 見直しの目的

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められる。さらに、校則により、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、影響を受けている生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

(2) 見直しに向けての基本的な考え方

校則については、最終的には校長により適切に判断される事柄であるが、その内容によっては、生徒の学校生活に大きな影響を及ぼすことがあることから、そのあり方については、生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいと考えられる。また、その見直しに当たっては、生徒会・PTA会・検討委員会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていく必要がある。そのためには、校則を策定したり、見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示していく必要がある。

(3) 見直しの取組方法

校則に関する検討を行う校内組織を設置し、毎年度、組織的かつ計画的に見直しが行われる体制づくりを行う。また、見直し手続きを明文化して周知し、生徒や保護者などと連携して行う。具体的な見直しについては以下の方法とともに、見直しの行程を基に進めていく。

ア 生徒が考える機会の設定

各学校の学校生活のルールやきまりや校則について、生徒に主体的に考えさせ議論する機会を設けるため、学級活動や生徒会活動等の場において、話し合う活動を適宜行う。

イ 保護者・地域からの意見聴取

保護者や地域の意見が見直しに反映されるよう、学校評価アンケートの項目に必ず学校生活のルールやきまり、校則についての事項を設定する。また、PTA会や学校評価等を通して、見直した内容について協議を行う。

ウ 児童・生徒や保護者、地域との共通理解

見直した内容については速やかに生徒、保護者に知らせるとともに、学校ホームページ等に掲載して周知する。

(4) 校則見直しの校内体制づくり(校則検討委員会)

校長

- ・ 検討校則の制定
- ・ 校則検討委員会の開催

教頭

- ・ 校則検討委員会の運営・司会
- ・ 外部連携(保護者・PTA)

教務主任

- ・ 年間計画の作成, 進行
- ・ 学校評価アンケートの実施・集計

生徒指導主任

- ・ 校則見直しに係る学校評価アンケートの作成・分析
- ・ 生徒会との連絡・調整

生徒会

- ・ 議題の提案
- ・ 代議委員会・学級での協議
- ・ 協議結果の提案

保護者・PTAなど

- ・ 意見聴取

(5) 見直すべき内容について

校則の内容は、抽象的な概念ではなく、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえた内容でなければならない。

例えば、以下に示すような内容については見直しを図る。

ア 生まれ持った性質に対して配慮のないもの

(例) 地毛の色

イ 様々な文化や性の多様性に対して配慮のないもの

(例) 制服に男女の区別を設け、選択の余地がないもの
性別ごとに違った髪型の区別をしていること

ウ 健康上の配慮がないもの

(例) 冬季の上着着用禁止など、体調維持に問題が生じるもの

エ その他、合理的な説明が難しいもの

(例) 靴下や肌着等の色を白に統一するなど、過剰に限定するもの

4 見直しの行程について

(1) 令和4年度の見直しについて

	校則検討委員会	生徒・保護者
9月	○検討委員会の設置	
11月	○見直しを図ることの周知 ○校則の学校ホームページ掲載	
12月	○見直しを検討 ・学校評価アンケートの実施 ○第1回校則検討委員会の実施 ・見直し案の検討・策定	生徒会活動 生徒アンケート 保護者アンケート
1月	○第2回校則検討委員会の実施 ・見直し案についての意見聴取	
2月	○見直し内容の決定	
3月	○見直し結果の公表 ・生徒・保護者への周知 ・学校ホームページへの掲載 ・入学者説明会等で周知	

(2) 令和5年度の見直しについて

	校則検討委員会	生徒・保護者
1学期	○見直しについての通知作成 ○見直し計画の作成 ○見直しを図ることの周知 ・学校評価アンケートの実施 ○見直しを図ることの周知 ・生徒総会	生徒会活動
2学期	○見直しを検討 ・学校評価アンケートの実施 ・見直し案の検討・策定 ○校則の学校ホームページ掲載	生徒アンケート 保護者アンケート
3学期	○見直しを検討 ・学校評価アンケートの実施 ・見直し案の検討・策定 ○見直し案についての意見聴取	校則検討委員会

校 則 検 討 委 員 会 規 定

県立錦江湾高等学校校則検討委員会

第1条 校則検討の目的

- (1) 校則が、学校の教育目標を達成するために、必要かつ合理的な範囲において定められているかを確認する。
- (2) 生徒が校則を自分のものとして捉え、自主的に守っていくことができるようにする。
- (3) 校則の内容や必要性について、生徒・保護者との間に共通理解を持つようにする。

第2条 委員

教職員：教務主任，生徒指導主任，進路指導主任，保健主任，各学年主任（計7名）
生 徒：生徒会長，副会長，旧生徒会長，旧副会長（計6名）
保護者：PTA会長，副会長（計9名）

第3条 基本的な考え

- (1) 校則が生徒にとって本当に必要かどうかを第一に考える。明確な理由等がないものは、取りあげない。
- (2) 校則を学校のホームページ等で公開すること。
- (3) 校則を制定した合理的理由や教育的理由を示し、見直す場合の手続きやその過程も示すこと。

第4条 実施方法(検討の流れ)

- (1) 毎年、生徒及び保護者アンケートを実施し、それを基に校則の見直しを行う。
- (2) 検討する内容は、制服等・身なり・頭髪や持ち物等、生活に関することとする。
- (3) 流れとして次のように行う。
 - ア アンケートを生徒・保護者に配布し、校則改正希望の有無を確認する。
 - イ アンケートの集計(学校評価担当)を行う。
 - ウ 改正希望事項があれば、代議委員会で、今年度、話し合う内容を絞り込む。
 - エ 学級活動で、ウの内容について意見をまとめる。(学級担任)
 - オ 生徒総会で、学級で話し合ったことを基に話し合い、職員会議・校則検討委員会で審議してほしいことをまとめる。
 - カ 校則検討委員会を実施し、検討する。
 - キ 検討内容を職員会議で報告・承認し、改正希望事項があれば、試行期間(数か月)に入る。
 - ク 試行期間を終えたとき、改めて職員会議で協議し、校長が最終決定する。
 - ケ 最終決定内容を生徒・保護者に報告する。
 - コ 緊急を要する対応が生じた場合は、臨時校則検討委員会を開催することがある。

(附則)この規則は、令和4年9月16日から施行する。

5 参考・引用

- ・ 「生徒指導提要」
（文部科学省 令和4年12月）
- ・ 「校則の見直し等に関する取組事例について」
（文部科学省初等中等教育局児童生徒課 令和3年6月8日）